

八街市農業委員会委員募集要項

1. 目的

八街市農業委員会委員（以下「農業委員」という）を任命するにあたり農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して、農業委員の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をするものです。

2. 業務内容

農地の賃借・売買等、農地転用許可等について、審議し判断を行う。

- (1)農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- (2)農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- (3)農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- (4)農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定など

3. 推薦・募集人数 11人

○委員の構成条件

- ・認定農業者 6人以上
- ・農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）1人以上

4. 任期

農業委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までとする。

5. 推薦・募集の範囲

- (1)市全域からの推薦
- (2)農業者が組織する団体、地域の農業者が組織する団体、その他関係団体
- (3)一般応募

6. 推薦・応募の資格

農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し職務を適切に行うことができる者

- (1)八街市に住所を有している者

※市内に農地を有している者、又は、市内において営農活動を行う者であるときはこの限りでない。

- (2)市が設置する執行機関（法令等において兼職が禁止されている者に限る。）の委員でない者
- (3)破産手続きの決定を受けて復権を得ていない者でないこと
- (4)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- (5)暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (6)平日昼間の会議に参加できる者

注) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外となります。

7. 申請の手続き

(1) 市内全域からの推薦

- ① 農業者等3名以上が連署し、代表者が推薦
 - ② 推薦する者3名の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別
 - ③ 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別、経歴、農業経営の状況、推薦理由等の必要事項を様式に記載
- 様式 農業委員推薦用紙(個人推薦用) ①

(2) 農業者が組織する団体、地域か農業者が組織する団体、その他関係団体が推薦

- ① 団体の代表者が推薦
 - ② 推薦する団体の名称、目的(業務内容等)、構成員、代表者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別
 - ③ 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別、経歴、農業経営の状況、推薦の理由等の必要事項を様式に記載、
- 様式 農業委員推薦用紙(団体推薦用) ②

(3) 一般応募

- ① 応募者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別、経歴、農業経営等の状況、応募理由等の必要書類を様式に記載
- 様式 農業委員応募用紙(応募) ③

※様式への記載は、記載例を参考にしてください。

8. 推薦・応募期間

令和8年1月19日(月)から令和8年2月17日(火)午後4時30分
まで (郵送の場合は必着)

9. 推薦及び応募書類の提出先

〒289-1192

八街市八街ほ35-29

八街市農業委員会事務局 ☎043-443-1483(直通) または、

八街市経済環境部農政課 ☎043-443-1402(直通)

※いずれも市役所第3庁舎2階になります。

10. 推薦及び応募に応じた者の公表等

推薦及び応募に応じた者については、推薦・募集期間の中間及び終了後、市ホームページに、推薦・応募の書面に記載事項のうち住所を除く全ての事項を公表いたします。

1 1. 選任方法及び身分

市では、農業委員候補者（推薦・応募者）の経歴、農業資格の有無、農業経営の状況等を八街市農業委員候補者評価委員会で協議を行い、市議会の同意を得て市長が任命します。

身分については、非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。

1 2. その他

募集要項に関する詳しい内容については、八街市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。